

横浜市栄公会堂「さんぽみち」活性化に係るプロポーザル実施要綱

制 定 平成 31 年 1 月 31 日 栄政第 945 号（区長決裁）
最近改正 令和 2 年 1 月 21 日 栄政第 1062 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市栄公会堂地下 1 階にある区民利用スペース「さんぽみち」を、コミュニティカフェとして活性化するため、公募型プロポーザルにより広く事業者から提案を募り、多角的にその能力を評価し、最も的確と判断される事業者を決定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第 2 条 事業者が実施する業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 「さんぽみち」における喫茶・軽食・物販コーナーの営業
 - (2) 区民憩いの場、多世代交流・地域交流の場として活用するための各種事業の企画・実施
- 2 前項の詳細は別途仕様書で定めるものとする。

（応募資格）

第 3 条 応募の資格を有する者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 食品衛生法や食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例及び横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例に基づき新たに営業許可を取得し、営業責任者又はこれに準ずる者を食品衛生責任者として事業者内に設置のうえ、継続的かつ円滑にカフェの営業が行えること。
- (2) 複数の区民等で構成されるボランティアグループ、市民活動団体、NPO 法人、公益法人、企業のいずれかに該当すること。
- (3) 栄区内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者であること、又は代表者が栄区に在住・在勤していること。
- (4) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行っていないこと。法令等に反する活動を行っていないこと。
- (5) 横浜市暴力団排除条例第 2 条に該当しないこと。
- (6) 参加意向申出書の提出期限から事業者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていないこと。

（参加表明）

第 4 条 本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加意向申出書、誓約書を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和 2 年 2 月 3 日（月）17 時まで

(2) 提出先

栄区総務部区政推進課地域力推進担当
〒247-0005 横浜市栄区桂町 303 番地の 19
電話：045-894-8936 F A X：045-894-9127

(3) 提出方法

郵送（書留）又は持参（平日 9 時～正午、13～17 時）

※提出期限を過ぎた場合は受け付けない。但し、配送業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けることができる。

(4) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 誓約書（様式2） 1部

ウ 参加資格確認結果通知書（様式3）の返信用封筒 1枚

※定型サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記のうえ、84円切手を貼付すること。

(5) 参加資格確認結果の通知及び提案の要請

ア 応募者には参加資格を確認の後、参加資格確認結果通知書を郵送する。

イ 参加資格が認められた場合、参加資格確認結果通知書において提案書の提出を要請する。要請を受けた事業者（以下「提案要請者」という。）は、本要綱に基づいて提案書を作成し、提出するものとする。

ウ 参加資格が確認されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により参加資格が確認されなかった理由の説明を求められることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の17時までに栄区総務部区政推進課まで提出すること。

エ 前項により説明を求められたときは、区が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(6) 辞退

参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(質問の受付)

第5条 提案募集について疑義のある場合は、次のとおり質問書（様式4）を提出することができる。また、質問内容及び回答については提案要請者全員に通知する。

(1) 提出期限

令和2年2月10日（月）17時まで

(2) 提出先

栄区総務部区政推進課地域力推進担当

〒247-0005 横浜市栄区桂町303番地の19

電話：045-894-8936 Email:sa-chiryoku@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（持参以外は着信確認を行うこと）

(4) 回答送付及び方法

令和2年2月17日（月）までに電子メールにより回答する。

(提案書の提出)

第6条 提案書（様式5）を提出する者は、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和2年2月20日（木）16時まで

(2) 提出先

第5条(2)と同じ

(3) 提出方法

郵送（書留）又は持参（平日9時～正午、13～16時）

(4) 提出書類

ア 提案書 1部

イ 団体又は法人のパンフレット（無い場合はそれに代わるもの） 10部

ウ 平成30年度の決算書の写し 1部

(5) 提案書の内容

提案者が作成する提案書については別途作成要領で定めるものとする。

(審査)

第7条 本プロポーザルの評価及び事業者の特定等にあたっては、審査委員会を設置し、採点及び提案内容の審議によって最適事業者を特定する。

2 委員の構成及び審査の方法等については別途審査要領で定めるものとする。

(結果の通知)

第8条 最適事業者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に結果通知書により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、評価結果の順位とそれぞれ特定されなかった理由を付すものとする。

3 非特定者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の17時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

4 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(提案資格の喪失等)

第9条 本プロポーザルについて参加資格を有することの確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第3条に規定する資格を満たさないこととなったとき。

(2) 参加意向申出書又は提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(3) 参加意向申出書を提出した日から、最適事業者選定が終了するまでの間に、審査委員又は担当部署に対し不正な接触を行ったことが判明したとき。

2 前項の場合においては、当該提案者に対し、本プロポーザルに係る提案を行うことができない理由を付して通知するものとする。

(結果の公表)

第10条 最適事業者の特定結果については、ホームページに公表するものとする。

(その他)

第11条 本プロポーザルに係るその他の事項については次のとおりとする。

(1) 本プロポーザルへの不参加又は参加表明後の辞退によって、今後不利益な取扱いをす

るものではない。

(2) プロポーザルは最適事業者の特定を目的に実施するものであり、特定後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

(3) 最適事業者とは、後日仕様書及び提案書等に基づき協定を締結する。

(4) 本要綱に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。